

近接協議を要する場合の提出資料（参考）

電子申請・届出システムにて事前相談申請をいただいた案件について、近接協議を要すると判断した場合には、以下の資料をご提出いただきます。なお、お問い合わせ（事前相談）は、案内図等の簡易な資料のみでも申請が可能です。

■基本添付資料

- 協議書

（電子申請・届出システムで申請後、協議「要」の場合に様式を送付します。）

- 図書目次

- 協議概要図

- 案内図

- 現況写真

- 工程表

- 現況図

- 計画平面図、断面図、側面図

（仮設時の橋梁養生方法、撤去復旧内容等を記載）

- 影響範囲図

- その他管理者が必要と認める図書

■添架協議の場合（基本添付資料以外の資料）

- 添加物重量計算書

- 添加詳細図

- 足場計算書 等

■掘削、シールドなど近接工事の場合（基本添付資料以外の資料）

- 影響範囲図

- 掘削範囲図

- FEM 解析報告書

- 橋台等照査結果

- 動態観測方法